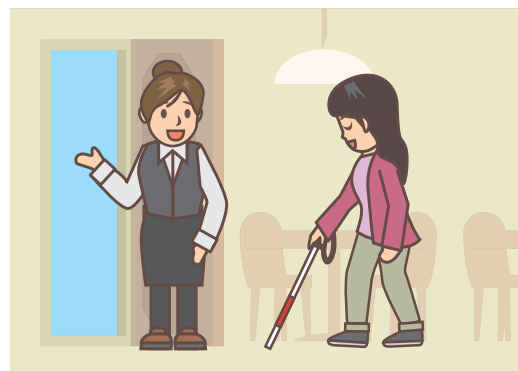


合理的配慮^{かんが}を考えてみよう!

障害のある人が生活の中で感じる不自由は、社会に存在するさまざまなバリアー(障壁)に直面した際に起こるものです。

合理的配慮とは、障害のある人の権利や利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて解決するための調整を行うことです。対等な立場で話し合いを通じて、柔軟な対応をすることが大切です。

建物の出入口で



つえや車いすを使用していて、手動の扉を開けられない人に対して扉の開閉を手伝ったり、本人の希望を聞いて目的地まで案内しましょう。

受付・窓口で



障害の特性に応じ、書類にルビをふる、分かりやすい言葉に置きかえて説明するなどの対応をしましょう。

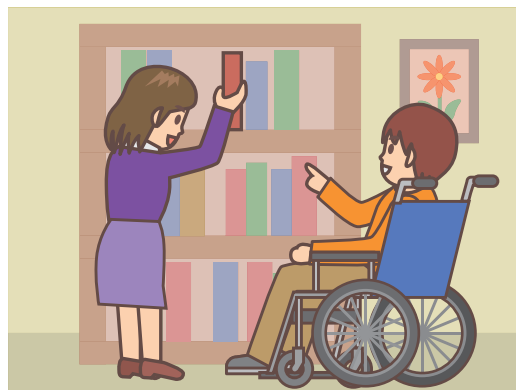
困っている人がいたら声を掛けましょう

コミュニケーションで



聴覚障害の人と筆談や手話でコミュニケーションをとるなど、障害の特性に応じて意思疎通をはかりましょう。

お店や図書館で



高い所に置かれた本や品物を取って渡したり、障害のある人が取りやすいよう配慮しましょう。

条例施行
令和2年
4月1日

日野市障害者差別解消推進条例とは



障害のある人もない人もお互いその人らしさを認め合い、
支え合いながら、誰もが安心して暮らせる。

そんな「**ともに生きるまち日野**」を目指して令和
元年9月に日野市障害者差別解消推進条例ができました!

不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限するなど障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止しています。

合理的配慮の提供

行政および事業者は、障害のある人から手助けや必要な配慮について意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、合理的配慮の提供を行わなければいけません。

障害者差別解消法において、事業者の合理的配慮の提供は努力義務ですが、この条例では、差別解消の取り組みを一層進めるため、義務としました。

差別に関する相談体制と解決するための仕組み

相談窓口を設置し、差別に関する事案が起こった際の解決のための仕組みをつくりました。